

鶴岡市中心市街地活性化基本計画の概要

鶴岡市商工観光部商工課 課長補佐 増田 亨

1. はじめに

鶴岡市は、日本海に面する山形県の北西部に位置し、庄内藩 14 万石の城下町として栄えてきました。

平成 17 年 10 月、近隣の 4 町 1 村と合併し、人口 14 万 2 千人、面積 1,311 km²（東北最大）の新鶴岡市となって現在に至っています。

鶴岡市の市街地は、1600 年代に城下町としての原型が築かれ、以来、戦災や大きな災害に遭わなかったことなどから、城下町の原型を色濃く残した数少ない都市であるといわれています。

近年の本市のまちづくりは、第 3 次総合計画（平成 8 年策定）に掲げた目標「コンパクトな市街地形成」に基づいて進められてきました。平成 13 年には、徹底した市民参加で策定した都市計画マスタープランに線引き導入を位置づけ、平成 16 年 5 月に線引きを実施しました。

こうして、郊外の開発に歯止めをかける一方で中心市街地へ都市機能を集積し、大学院、研究所といった新しい都市機能を配置するだけでなく、市立総合病院を中心市街地の中で建替えるなど、都市機能を外に出さない取組みも合わせて行ってきました。

さらに、平成 16 年には、市街地の建物に高さ制限を設けた高度地区を設定し、周辺の山々の眺望といった景観軸を、市街地全体の秩序をつくる大切な風景として守り活用する取組みも行っております。

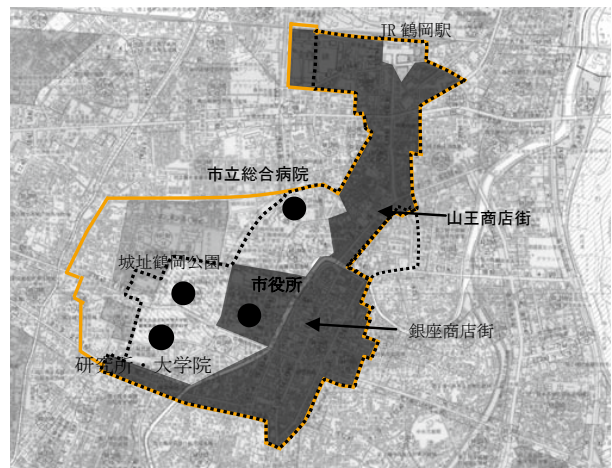
2. 基本計画策定の背景

本市は、これまで旧中活法に基づき、平成 11 年 3 月に旧中心市街地活性化基本計画を策定し、中心商店街の再生及び都市機能の中心市街地への誘導を行ってきました。しかし、大型商業施設の郊外への

進出、中心市街地からの大型店舗の撤退など、急激な環境の変化に対応できず中心市街地の求心力が急速に失われつつあります。このような中で、平成 18 年の法改正とともに民間によるまちづくり再生への気運が高まり、民間と行政の連携による街づくりを行なうべく、新たな基本方針に基づき中心市街地活性化を推進することとしました。

3. 中心市街地の区域

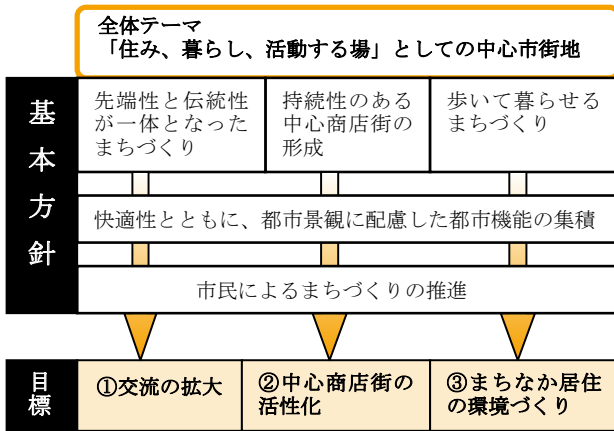
改正中心市街地活性化法の趣旨を踏まえ、計画期間を平成 20 年 7 月から平成 25 年 3 月までの 4 年 9 ヶ月と設定し、その期間内に実施可能な事業区域 142 ha を中心市街地として、旧基本計画の 180 ha よりコンパクトに設定しました。



旧中心市街地活性化区域 A=約 180 ha
 新中心市街地活性化区域 A=約 142 ha

鶴岡市の中心市街地区域

4. 中心市街地活性化基本方針・目標・数値目標



- 目標①数値目標：主要な観光施設年間観光入込み客数
(H18年度) 157,100人 → (H24年度) 212,100人
- 目標②-1 数値目標：自転車歩行者交通量
(H17年度) 5,590人 → (H24年度) 8,600人
- 目標②-2 数値目標：空き店舗数
(H19年度) 56店舗 → (H24年度) 48店舗
- 目標③数値目標：健康・子育て・福祉施設利用者数
(H18年度) 77,002人 → (H24年度) 108,900人

5. 目標達成のための主要な事業

①「交流の拡大」

■鶴岡市藤沢周平記念館（仮称）整備事業

城址鶴岡公園内に本市出身の時代小説作家 藤沢周平氏の記念館を整備し、氏の作品愛好者や城下町の面影を求め訪れる観光客等が本施設を基点として周辺の歴史・文化施設を回遊することにより、中心市街地での交流の発展・拡大を図ります。



■鶴岡文化学術交流シビックコア地区整備事業

旧市立荘内病院跡地を活用し、国の合同庁舎の誘致、中心市街地への歩行者誘導の基点となる駐車場を完備した多目的広場の整備、城址公園と商店街を結ぶ歩行者優先の道路整備により中心市街地の賑わいづくりの推進を図ります。

②中心商店街の活性化

■山王商店街の再整備

商店街通りの融雪・無電柱化・広場機能を備えた歩行者空間整備や商店街の低・未利用地、大型空店舗跡地を活用した新たな商業集積と、共同駐車場の整備及びまちづくり協定に基づく個店改修による、おもてなし空間作りの実施を図るとともに、ナイトパズールによる産直、フリーマーケット、スタンプラリー等、ハード・ソフト両面から歩いて楽しい商店街づくりを推進します。

■松文産業工場跡地整備事業

山王商店街に近接する工場跡地約 10,000㎡を活用し、映画館、貸しスタジオ・ホールの整備によりまちなかへの賑わいを推進するとともに、商店街の集客の増大を図ります。

③まちなか居住の環境づくり

■総合保健福祉センター（仮称）整備事業

大規模空き地を活用し、保健、子供・家庭支援、福祉、医療等の総合センターを整備し、市民への安心感の提供とともにまちなか居住の推進、中心市街地の求心力を高めます。



■クオレハウス・銀座リビング整備事業

シニア向け生活支援サービス付コーポラティブ住宅の整備、及び地域サロン、蔵座敷を併設し、まちなか居住の推進、地域のコミュニティの場を創出します。



6. おわりに

認定基本計画は、これからの本市中心市街地の活性化を図る上で大きなチャンスと捉えています。

今後、基本計画に盛り込んだ各種事業の着実な推進に努めるとともに、各事業の有機的な連携・展開を図りながら、市民・事業者・行政が一体となって、「住み、暮らし、活動する」場としての中心市街地を目指します。

(ますだ とおる)